

平成27年度

宮城県地域防災計画の修正について

〔地震災害対策編・津波災害対策編・風水害等災害対策編〕

【目次】

1 修正の経緯	...	1
2 主な修正点について	...	3
2-1 防災基本計画の修正の反映	...	3
2-2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定の反映	...	5
2-3 火山防災対策の反映	...	5

平成28年1月
宮城県

1 修正の経緯 ー 概要図 ー

～H22

H23

H24

H25

H26

H27

H12 宮城県沖地震の長期評価公表
H13 長町・利府線断層帯長期評価公表
H17 宮城県沖地震を想定した強震動の評価(一部修正版)

H20 日本海溝・千島海溝周辺海溝型の地震防災戦略

減災目標(地域目標)を定めるよう地方公共団体に要請

H22～H23 宮城県第四次地震被害想定調査

H14～H15 宮城県第三次地震被害想定調査

宮城県地域防災計画

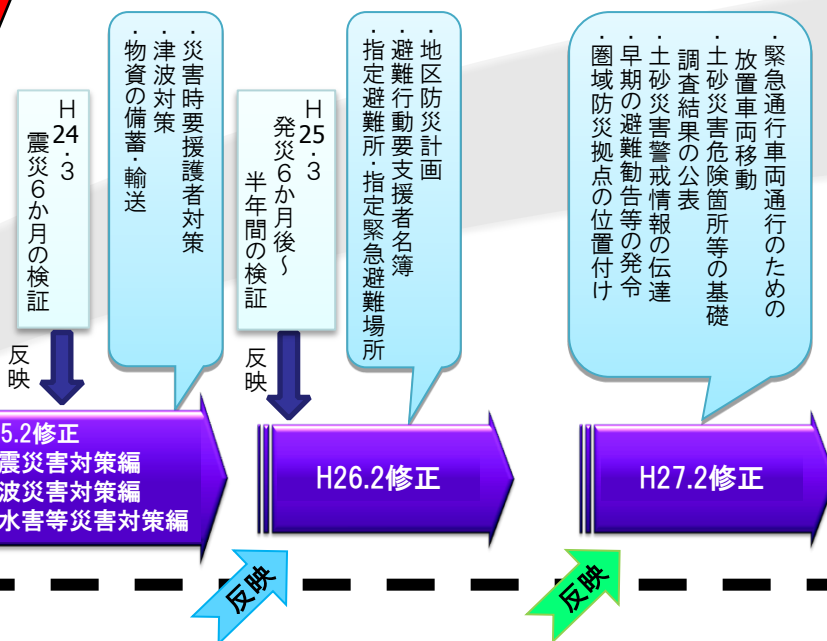
H16.6修正 震災対策編
H17.6修正 風水害等災害対策編
H18.8策定 日本海溝特措法編

東日本大震災

「減災」を基本方針とした防災対策の推進

(「自助・共助・公助」の概念に基づき、県・市町村・防災機関・県民一丸となった取組)

震災後の宮城県地域防災計画の修正状況



- 水害・高潮災害を対象とした避難勧告等の発令
- 避難準備情報の活用
- 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善
- 火山災害への対策強化
- 土砂災害への対策強化

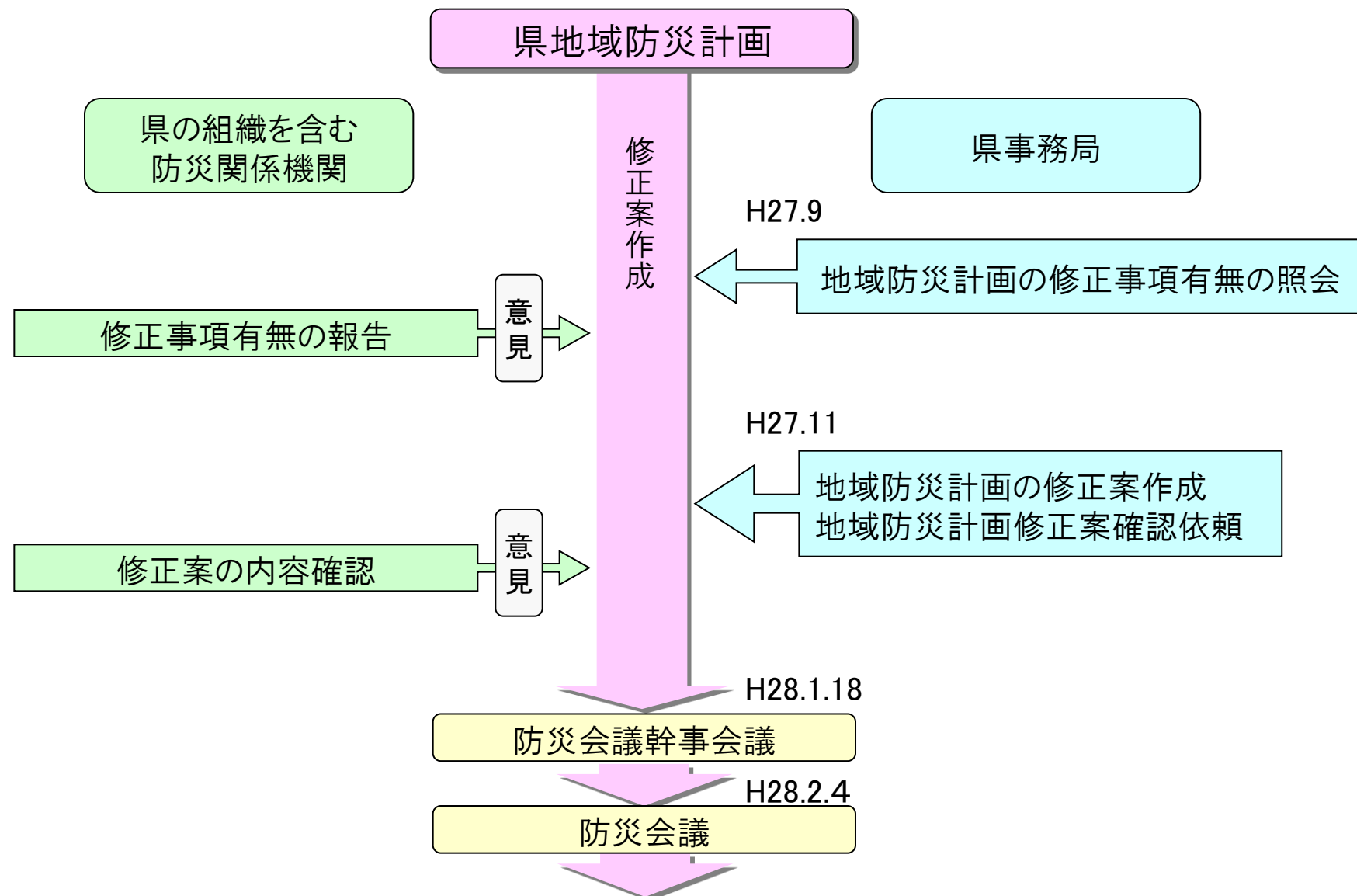
- 震災後の国の動向
- H23
- 津波対策の推進に関する法律
 - 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門部会報告
 - 津波防災地域づくりに関する法律
- H24
- 災害対策基本法第1弾改正
 - 防災基本計画の修正

- H25
- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針
 - 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針
 - 災害対策基本法第2弾改正
 - 大規模災害からの復興に関する法律
 - 防災基本計画の修正

- H26
- 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン
 - 土砂災害防止法改正
 - 災害対策基本法改正
 - 防災基本計画の修正

- H27.7
防災基本計画の修正
- H27.8
避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改定

1 修正の経緯 — 県地域防災計画修正の流れ —



H28.2 県地域防災計画(地震災害対策編, 津波災害対策編, 風水害等災害対策編)修正
国(消防庁)への報告, 各防災関係機関への配布, 県ホームページにおいて公表

2 主な修正点について

1 防災基本計画の修正の反映

① 最近の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害への対策の強化

○ 土砂災害の危険性のある区域の明示

県に対して土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表するとともに、必要な基礎調査を完了させる実施目標の設定及び国に対する進捗状況の定期的な報告を行うことが規定されたため、必要な箇所を修正。
(風水害編第2章第1節)

○ 土砂災害警戒情報の活用

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした発令基準を設定することが明記されたため、必要な箇所を修正。

(風水害編第3章第6節)

○ 避難準備情報の活用

災害による被害軽減のため、高齢者・障害者等の避難行動要支援者の迅速な避難や、被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを目的に避難準備情報を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。

(津波編第2章23節，風水害編第3章第14節)

○ 適時適切な避難行動等

避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所へ移動することがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきであること、また、指定緊急避難場所は災害種別毎に指定されており、避難する際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択するよう、住民等への周知徹底に努めることが明記されたため、必要な箇所を修正。

(地震編第2章23節，津波編第2章23節，風水害編第2章第16節)

2 主な修正点について

1 防災基本計画の修正の反映

② 火山災害への対策の強化

○ 火山防災情報の伝達体制の強化

登山者への伝達をより確実にするため、サイレン、登山口等における掲示など地域の状況を踏まえた情報伝達手段の多様化及び噴火警戒レベルの引き上げ、引き下げの基準について、科学的知見に基づく精査を実施し、火山防災協議会と事前に調整した上で公表することについて明記されたため、必要な箇所を修正。

(風水害編第2章第1節)

○ 火山防災教育や火山に関する知識の普及

観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るとともに、火山ハザードマップや防災マップを活用して火山災害の履歴についての知識の普及を図ることについて明記されたため、必要な箇所を修正。

(風水害編第2章第1節)

③ 最近の災害対応の教訓を踏まえた運用の改善

○ 実動組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁、自衛隊等の部隊は必要に応じて合同調整所を設置し、活動エリア、内容、手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行うことについて明記されたため、必要な箇所を修正。

(地震編第3章3節，津波編第3章3節，風水害編第3章第5節)

○ 重要情報の集約・調整

人的被害の数(死者・行方不明者数)について、都道府県が関係機関から情報を収集し一元的に集約、調整を行うこと、また関係機関と連携し整理・突合・精査を行い直ちに消防庁へ報告することが規定されたため、関係する箇所を修正。

(地震編第3章1節，津波編第3章1節，風水害編第3章第2節)

2 主な修正点について

2 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン改定の反映

① 避難準備情報の活用

土砂災害警戒区域・危険箇所等に居住する住民に対し、避難準備情報の段階から自発的に避難を開始することを推奨。また、高潮災害を対象とした避難準備情報の発令の考え方が新設されたため、必要な箇所を修正。

(津波編第3章12節, 風水害編第3章第14節)

② 避難場所・避難行動

避難場所を避難準備情報の発令段階から開設し始め、避難勧告発令までに開設を完了させることが推奨されるとともに、避難勧告の発令基準を満たした場合、避難場所の開設を終えていなくとも避難勧告を発令することが明記されたため、必要な箇所を修正。

(風水害編第3章第14節)

③ 土砂災害を対象とした避難勧告等の発令

市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、発令対象地域をできるだけ絞り込むことが明記されたため、必要な箇所を修正。

(風水害編第3章第6節)

3 火山防災対策の反映

① 噴火速報

迅速に噴火の発生事実を伝え、登山客等に対して身を守ることを促す噴火速報が、平成27年8月に運用開始されたことに伴い、新たに位置づけを行う。

(風水害編第2章第1節)

② 降灰予報

降灰予報について、定期的に発表される「定時」、噴火直後に発表される「速報」及び精度の高い「詳細」の3つが新たに運用されることに伴い、必要な箇所を修正

(風水害編第2章第1節)